

当院では、下記の事項について、厚生労働省近畿厚生局に施設基準に適合している旨の届け出を行っています。

・顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）（顎診）

受理番号：第 100029 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・歯科矯正診断料（矯診）

受理番号：第 100236 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・レーザー機器加算（手光機）

受理番号：第 664 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・手術時歯根面レーザー応用加算（手術歯根）

受理番号：第 428 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準（歯初診）

受理番号：第 661 号      算定開始年月日：平成 30 年（2018 年）10 月 1 日

・歯科疾患管理料の注 11 に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料（医営）

受理番号：第 4104 号      算定開始年月日：平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・地域医療連携体制加算（歯地連）

受理番号：第 2654 号      算定開始年月日：平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・う蝕歯無痛的窩洞形成加算（う蝕無痛）

受理番号：第 100506 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・CAD/CAM 冠（歯 CAD）

受理番号：第 4756 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・クラウン・ブリッジ維持管理料（補営）

受理番号：第 9298 号      算定開始年月日    平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・歯科訪問診療の注 13 に規定する基準（歯訪診）

受理番号：第 2626 号      算定開始年月日：平成 30 年（2018 年） 4 月 1 日

・電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1（歯医 D X 1）

受理番号：第 812 号      算定開始年月日：令和 8 年（2026 年）7 月 1 日